

## 序章 計画策定の基本的事項

### 1 計画策定の目的

都市における緑（ここでの「緑」は、樹木、草花などの植物のほか、それらを含む公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼などの土地、空間を含む幅広い概念です。）は、人と自然が共生する都市環境の確保、余暇・レクリエーション空間の確保、災害の防止、美しい景観の形成など多様な機能を有しています。

緑の基本計画は、緑豊かで快適な都市づくりを進めるため、緑地の確保、都市の緑化、都市公園等の面積などの目標量を定めるとともに、その実現に向けた緑地の保全、都市公園等の整備、緑化の推進に関する事項などを定めるもので、緑に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とするものです。

本市は、江田島市総合計画（平成19(2007)年3月策定）において、「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」を都市像とし、まちづくりの基本テーマとして「住みよさづくり」「美しさづくり」「元気づくり」の3つを掲げて諸施策を推進しており、良好な自然環境の保全、豊富な地域資源の活用など、緑の保全、活用に係る諸施策を適切に講じていくことが特に重要な課題となっています。

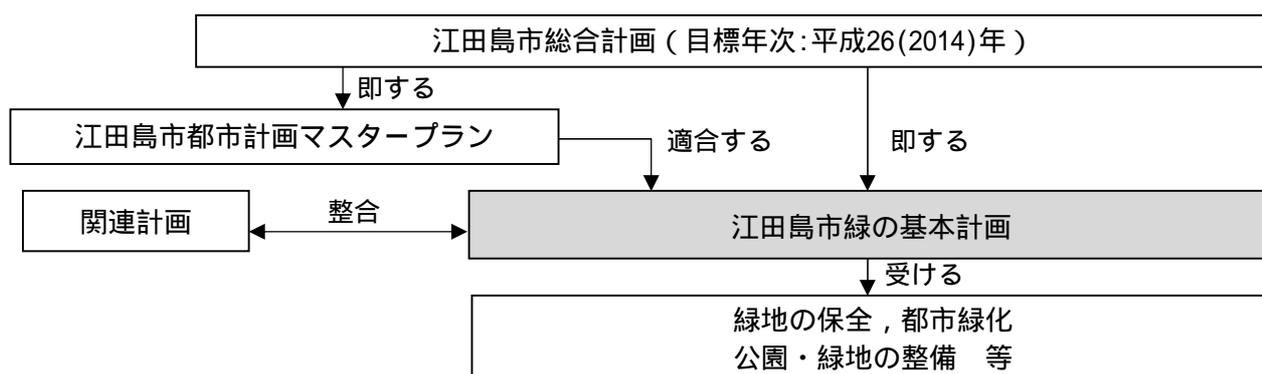
このため、本市の特性を生かした緑の基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、緑地の保全、活用、都市の緑化などを計画的に進めていく上での指針とするとともに、緑に係る諸施策を適切に推進し、快適で住みよい都市づくりに資することを目的とするものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条第1項に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定します。

また、本計画は、江田島市総合計画に即し、都市計画マスタープランに適合する内容として策定します。

#### 【江田島市緑の基本計画の位置づけ】



### 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、全市域とします。

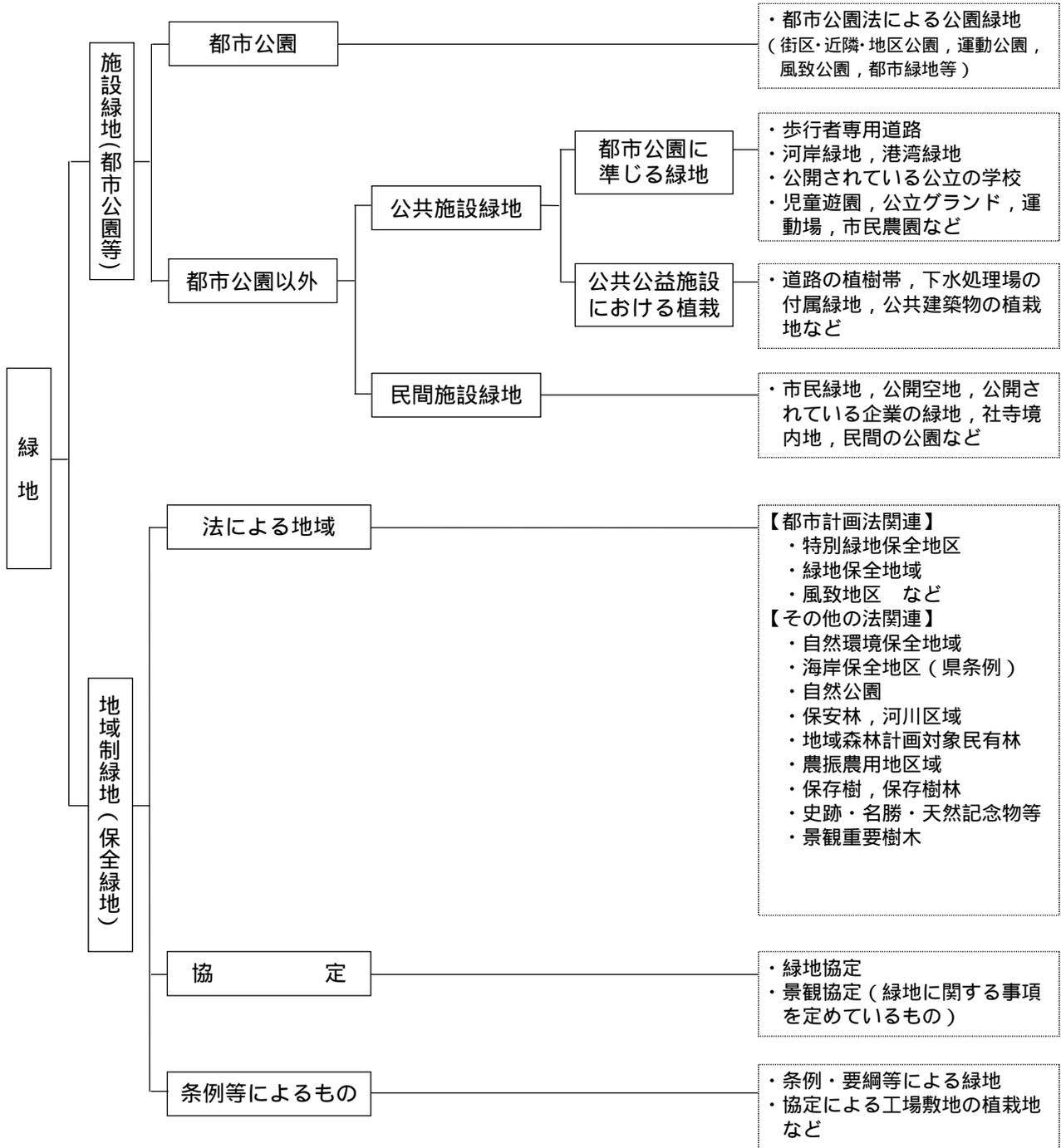
### 4 計画の目標年次

本計画は、平成22(2010)年を基準年次とし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、平成32(2020)年を目標年次として策定します。

基準年次：平成22(2010)年（統計資料等やむを得ない場合は平成17(2005)年とします。）

目標年次：平成32(2020)年

図 緑の基本計画で扱う緑地の分類



注：「新編 緑の基本計画ハンドブック」を参考に作成